

【答申の概要】静岡県教育委員会の人事異動制度等に関する文書の非開示決定及び部分開示決定に対する審査請求（諮問第239号）

件名	静岡県教育委員会の人事異動制度等に関する文書の非開示決定及び部分開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	文書1…人事異動そのものが「研修である」とする根拠になる文書 文書2…平成25年度の異動において審査請求人が当時勤務していた学校の校長から見せられたとする「2校5年」の文書又は平成26年3月12日から令和4年3月11日までの間に静岡県教育委員会から県内の各市町教育委員会若しくは各小中学校あてに通知された「2校5年」を原則として人事異動希望の制限ないし要望が書かれた文書
非開示理由	条例第10条（存否応答拒否）、条例第11条第2項（不存在による非開示）
実施機関	静岡県教育委員会
諮問期日	令和4年5月19日
主な論点	文書1について、対象となる公文書を作成していないとして、文書を保有していないため非開示（文書不存在）とした実施機関の決定は妥当であったか。 また、文書2について、対象公文書の存否を答えることが、条例第7条第2号に規定する非開示情報を開示することになるとして非開示（存否応答拒否）とした実施機関の決定は妥当であったか。

審査会の結論

静岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は、結論において妥当である。

審査会の判断

(1) 本件決定1について

実施機関は、教育公務員の研修については教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）において規定され、当該法令では「人事異動そのものが研修である」との記載はないため、実施機関では文書1を作成、取得していないとして、条例第11条第2項の規定に基づき、不存在を理由とする本件決定1を行った。

これに対し、審査請求人は、本件決定1を不服とし、取消しを求めて審査請求を提起したものであることから、以下、文書1を不存在としたことの当否について検討する。

ア 文書1について

審査請求人は、「研修」について、教育公務員特例法を引用して定義した上で、人事異動そのものが研修であるとする根拠の開示を求めているところ、当該法令において「人事異動が研修である」旨の記載がないことについては、審査請求人と実施機関の認識は一致している。

そうすると、審査請求人が求めているのは、当該法令の条文ではなく、人事異動が「当該法令にいう研修」であることを示す文書ということになる。

イ 文書1の保有の有無について

実施機関は、当該法令に「人事異動が研修である」旨の記載がない以上、該当する文書を作成、取得していないとし、また、人事異動が「当該法令にいう研修」よりも広い意味での「研修」に当たることと言及しつつ、それは本件請求1の対象ではないとしている。

当審査会において教育公務員特例法の条文を確認したところ、確かに人事異動が研修である

旨の記載はなく、また、当審査会事務局職員をして同法第 22 条の 4 に基づき定められた本県の教員研修計画についても確認させたところ、同様に人事異動が研修である旨の記載はなかった。

以上のことからすると、「人事異動が当該法令にいう研修」であることを示す文書の請求に対し、実施機関が該当文書を不存在とした決定に不自然、不合理な点はなく、この説明について覆すに足る事情も認められないことから、実施機関において文書 1 を保有しているとは認められない。

したがって、非開示（不存在）とした決定は、妥当である。

(2) 本件決定 3 及び本件決定 4 について

実施機関は、本件請求 3 A について、開示請求書の記述が特定の個人である審査請求人を示すものであり、個人情報に該当するとして、条例第 10 条に基づき、存否応答拒否を理由とする本件決定 3 を行った。

また、実施機関は、本件請求 3 B について、2 校 5 年に係る文書の存在を示した上で、当該文書は審査請求人が指定する条件には該当しないとして、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、不存在を理由とする本件決定 4 を行った。

これに対し、審査請求人は、本件決定 3 及び本件決定 4 を不服とし、取消しを求めて審査請求を提起したものである。

ア 文書 2 について

実施機関が本件請求 3 を請求 3 A 及び請求 3 B に分割して非開示決定を行ったことを踏まえ、文書 2 についても、請求 3 A に係る文書を「文書 2 A」と、請求 3 B に係る文書を「文書 2 B」とし、以下、この 2 種類の文書の有無について検討する。

イ 文書 2 A について

文書 2 A について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、次のとおり説明する。

(ア) 実施機関では、弁明書に記載のとおり、「2 校 5 年」について記載された文書を市町教育委員会及び各学校には配付していないため、かような文書の存在を認知しておらず、保有もしていない。

(イ) 当時の校長には、過去、ヒアリングを行ったが、該当する文書の存在は確認できていない。なお、当時の校長は既に定年退職している。

これらの説明について検討すると、(ア)については、実施機関で配付している事実がないとすれば、その説明に不自然、不合理な点はない。

また、(イ)については、文書を見せたとする当時の校長が既に定年退職している事実を踏まえれば、その説明に不自然、不合理な点はなく、この説明について覆すに足る事情も認められない。

以上のことからすると、実施機関が「2 校 5 年」について記載された文書を配付している事実がないとすれば、実施機関において文書 2 A を保有しているとは認められないこととなる。

この点、文書配付の事実認定が本件決定 3 の当否に重要な意味を持つところ、この事実認定は本件決定 4 においても関係することから、下記ウ(イ)においてまとめて検討を行うこととする。

ウ 文書 2 B について

文書 2 B について、本件請求 3 B に関する弁明書の記述によると、「2 校 5 年」について記載された文書である人事交流実施要項は存在するが、当該要項は人事管理運営に関するものであって、教育事務所までの配付となっており、市町教育委員会及び各学校には配付されていないため、審査請求人が主張する文書は不存在であるとされている。

そこで、当該要項の性質及び配付の有無について、以下検討する。

(ア) 人事交流実施要項の性質

実施機関によると、当該要項は人事管理運営に関するものとのことである。当審査会で実施機関から提示を受け、当該要項を確認したところ、公立小中学校の地域間交流の一つとして生活転の記述があり、「2 校 5 年」を含む、生活転の制度対象となる教職員の範囲が定めてあった。すなわち、当該要項は、教職員の交流制度という人事管理について定めており、人事管理に関する文書であると認められる。

このような具体的な記述を含む人事管理に関する文書は、一般に、任命権者の人事管理所管部署又は人事管理所管担当者にしか共有されないと考えられるところ、小中学校教職員の任命権者について法令上の規定を確認すると、市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 37 条から、任命権者は、都道府県教育委員会であることが分かる。

そうすると、当該要項を市町教育委員会及び各学校に配付していないという実施機関の説明に、不自然、不合理な点はない。

(イ) 文書配付の有無について

上記(ア)で確認したとおり、人事交流実施要項は人事管理に関する文書であり、性質上、市町教育委員会等に対しては配付されない文書であると考えられる。ただし、これはあくまでも文書の性質から推定されることであって、実際に配付、通知等がされていないかどうかについては、改めて確認する必要がある。

この点、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、当該要項に係る書類が綴られたファイルの探索及び文書管理データベース内の処理起案等の登録情報検索を行ったが、他の行政機関への配付、通知等の存在は確認できなかった旨説明する。

そうすると、実施機関から他の行政機関に対する配付、通知等が行われたと認めるに足る事実が確認できない以上、当該文書の配付、通知等は行われなかったと考えるべきである。

エ 結論

上記ウのとおり、実施機関が文書 2 B を保有しているとは認められない。また、文書 2 A についても、上記ウ(イ)により文書配付の事実が認められなかった以上、実施機関が保有しているとは認められない。

したがって、文書 2 を保有していなかったとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、当該文書を保有していないとして非開示（不存在）とした決定は、妥当である。

なお、実施機関は、本件請求 3 A について、存否応答拒否を理由とする本件決定 3 を行っている。上記のとおり、不存在が確認されたのであれば、存否応答拒否とまではする必要がなかったと考えられるものの、総じて、実施機関の決定は結論において妥当であるといえる。

(3) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

別記1 開示請求の内容

請求No.	内 容 (抄)
1	このほど実施機関は、「人事異動は研修」という名目を用いて、10年3校、最長7年、小中交流、異校種交流、地区間交流を行っていることを明示した。教育公務員特例法によると、…とされている。…人事異動そのものが「研修である」とする根拠になる文書。
2	任命権者が研修を強制できる根拠となる文書。もしも権限の行使を根拠とする場合はそれを「研修」という名目にできる根拠となる文書または研修名目の理由がわかる文書。
3	審査請求人は、8年前の異動に於いて校長より「2校5年」の通知（文書？）を見せられ、異動希望の妨害を受けた。この際見せられた文書または過去8年間で、各市町村教育委員会、または各学校に通知された「2校5年」を原則とした希望の制限ないし要望が書かれた文書。

別記2 実施機関が行った本件請求3の分割

請求No.	内 容
3 A	審査請求人は、8年前の異動に於いて校長より「2校5年」の通知（文書？）を見せられ、異動希望の妨害を受けた。この際見せられた文書。
3 B	過去8年間で、各市町村教育委員会、または各学校に通知された「2校5年」を原則とした希望の制限ないし要望が書かれた文書。

※請求No.は、当審査会にて形式的に付したものである。